平成２１年（フ）第９１３６号
大阪府寝屋川市成田町４番８―302号
債務者　松中　由香
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１７３号
大阪府大東市北新町７番204号
債務者　上之原幸江
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２８８号
大阪市住吉区上住吉１丁目４番13―402号
債務者　塚本日出子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２８９号
大阪府東大阪市花園西町２丁目６番14号
債務者　松下　規代（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６５０号
東京都江戸川区北小岩８丁目２番21号、破産申立時の住所大阪府柏原市玉手町24番５―108号
債務者　味噌屋ことＴｏｏｌＫ’ｓこと　桑原　徹也（旧姓開地）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１６号
大阪府富田林市清水町３番８―808号
債務者　尾倉ひで美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１９号
大阪府松原市東新町１丁目34番地の６
債務者　渡井口由美子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７５号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番　金剛団地第64号棟第502号室
債務者　久保　鈴代
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８４号
堺市北区東浅香山町１丁309番地、前住所大分県別府市大字南立石2210番地の18
債務者　みつくに家こと　倉竹　芳樹
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８７号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―111号
債務者　三谷　幸生
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４０号
堺市北区東雲東町３丁５番20号
債務者　岩浅　高寛
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４７１号
大阪府松原市天美我堂７丁目539番地
債務者　岩阪　政子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０１号
堺市南区三原台１丁３番３―301号
債務者　西廼　　均
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０５号
堺市東区高松391番地１　楠本ハイツ202号、申立時の住所堺市南区三原台１丁３番３―301号
債務者　西廼ちえみ
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０６号
堺市中区福田1403番地18
債務者　宇堂　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５５３号
大阪府柏原市平野１丁目２番27―305号
債務者　窪　　公美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５６４号
堺市中区小阪169番地１　カルム泉北深井604号
債務者　碩　　清美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係